

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

(令和3年7月29日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が自ら保有する自動車を利用してする貨物の運送をいう。

()

問2 (事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

()

問3 (許可の基準)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が、その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

()

問4（事業計画）

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、変更する事項に関わらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（ ）

問5（輸送の安全性の向上）

一般貨物自動車運送事業者は、利益の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の採算性の向上に努めなければならない。

（ ）

問6（運賃及び料金等の掲示）

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（ ）

問7（事故の報告）

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

（ ）

問 8 (運送約款)

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

()

問 9 (名義の利用等の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

()

問 10 (欠格事由)

1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

()

問 11 (事業の遂行能力の審査)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力に関しても審査するものとする。

()

問 12 (運行管理規程)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

()

問 1 3 (点呼等)

貨物自動車運送事業者は、運行管理者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、酒気帯びの有無、安全な運転をすることができないおそれの有無、及び道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

()

問 1 4 (乗務等の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。

()

問 1 5 (過積載の防止)

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

()

問 1 6 (運行管理者の講習)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日から5年後の日の属する年度の末日を経過した運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

()

問 1 7 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

()

問 1 8 (運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。

()

問 1 9 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年 7 月 1 0 日までに所轄地方運輸局長等に提出しなければならない。

()

問 2 0 (従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

()

問 2 1 (自動車に関する表示)

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、荷主の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

()

問 2 2 (自動車検査証の有効期間)

車両総重量 8 トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は 2 年である。

()

問 2 3 (乗合自動車の発進の保護)

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

()

問 2 4 (解雇の予告)

労働基準法上の使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合等においては、この限りではない。

()

問 2 5 (下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日 (役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。) から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

()

Ⅱ. 次の問 2 6 から問 2 7 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 6 (運行管理者の業務)

運行管理者が行わなければならない業務として国土交通省令で定められているものとして、次のア～ウのうち正しいものには○を、誤りのものには×を () 内に記入してください。

ア. 乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。
()

イ. 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
()

ウ. 運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
()

問 2 7 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められています。次の中から正しいものを2つ選び記入してください。

ア. 拘束時間は、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。

イ. 1日(始業時刻から起算して24時間をいう)についての拘束時間は、8時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、13時間とすること。

ウ. 勤務終了後、継続6時間以上の休息期間を与えること。

エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

オ. 連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう)は、2時間を超えないものとする。

() ()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

(令和3年7月29日)

受験番号 _____

申請者(法人)名 _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等の一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (定義) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が自ら保有する自動車を利用してする貨物の運送をいう。

(第2条第7項) 他の者の行う運送を利用してする貨物の運送をいう
(×)

問2 (事業の休止及び廃止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第32条) (○)

問3 (許可の基準) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が、その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(第6条第1号) (○)

問4 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、変更する事項に関わらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第9条第1項、第3項) 国土交通省令で定めるものを除き、認可が
要 (×)

問5 (輸送の安全性の向上) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、利益の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の採算性の向上に努めなければならない。

(第15条) 利益→輸送の安全 採算性→安全性 (×)

問6 (運賃及び料金等の掲示) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(第11条) (○)

問7 (事故の報告) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車は、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第24条) 転覆、火災、その他省令で定める重大な事故を引き起こし
たとき (×)

問 8 (運送約款) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

(第 10 条第 3 項) (○)

問 9 (名義の利用等の禁止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

(第 27 条第 1 項) (○)

問 10 (欠格事由) 【貨物自動車運送事業法】

1 年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

(第 5 条第 1 項) 3 年→5 年 (×)

問 11 (事業の遂行能力の審査) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力に関しても審査するものとする。

(第 3 条の 6 第 2 号) (○)

問 12 (運行管理規程) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

(第 21 条第 1 項) (○)

問13 (点呼等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、運行管理者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、酒気帯びの有無、安全な運転をすることができないおそれの有無、及び道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

(第7条第1項) 運行管理者→事業用自動車の乗務を開始しようとする
運転者 (×)

問14 (乗務等の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。

(第8条第1項) 3年間→1年間 (×)

問15 (過積載の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(第4条) やむを得ない事由があっても例外ではない (×)

問16 (運行管理者の講習) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日から5年後の日の属する年度の末日を経過した運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

(第23条) 5年後の日の属する年度→受講した日の属する年度の
翌年度 (×)

問 1 7 (過労運転の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

(第 3 条第 4 項) (○)

問 1 8 (運行記録計による記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が 8 トン以上又は最大積載量が 5 トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。

(第 9 条) 車両総重量 7 トン以上、最大積載量 4 トン以上 (×)

問 1 9 (事業報告書及び事業実績報告書) 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年 7 月 1 0 日までに所轄地方運輸局長等に提出しなければならない。

(第 2 条第 1 項) (○)

問 2 0 (従業員に対する指導及び監督) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

(第 1 0 条第 1 項) (○)

問 2 1 (自動車に関する表示) 【道路運送法】

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、荷主の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(道路運送法第 9 5 条) 荷主→使用者 (×)

問22 (自動車検査証の有効期間) 【道路運送車両法】

車両総重量8トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は2年である。

(第61条第1項、第2項第1号) 2年→1年 (×)

問23 (乗合自動車の発進の保護) 【道路交通法】

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

(第31条の2) (○)

問24 (解雇の予告) 【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合等においては、この限りではない。

(第20条第1項) (○)

問25 (下請代金の支払期日) 【下請代金支払遅延等防止法】

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

(第2条の2第1項) (○)

II. 次の問26から問27の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問26 (運行管理者の業務) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

運行管理者が行わなければならない業務として国土交通省令で定められているものとして、次のア～ウのうち正しいものには○を、誤りのものには×を()内に記入してください。

ア. 乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。

(第20条第1項第2号) (○)

イ. 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

(第20条第1項第8号) (○)

ウ. 運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

(第20条第1項第13号) (○)

問27 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められています。次の中から正しいものを2つ選び記入してください。

ア. 拘束時間は、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。

イ. 1日(始業時刻から起算して24時間をいう)についての拘束時間は、8時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、13時間とすること。

ウ. 勤務終了後、継続6時間以上の休息期間を与えること。

エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

オ. 連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう)は、2時間を超えないものとする。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 第2条、第4条)

(ア) (エ)

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R3.7	
受験者数	16	
合格者数	14	